

令和 6 年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

町税務行政につきましては、日頃より御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の上富田町内に所有している償却資産について申告していただくこととなります(地方税法第 383 条)。

つきましては、この手引きを御参照の上、申告書等を作成し、期限までに御提出ください。

提出期限 **令和 6 年 1 月 31 日(水)**

提出先・問い合わせ先

〒649-2192
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763
上富田町役場 税務課 課税班

TEL 0739-34-2371(直通)
FAX 0739-47-4005



■ 郵送による申告について

申告書を郵送で提出される方で受付印押印後の申告書控えが必要な方は、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。なお、同封されていない場合は控えを返送しませんので、あらかじめ御了承ください。

■ インターネットによる電子申告について

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、申告することが可能です。詳しくは eLTAX のウェブサイト(<https://www.eltax.lta.go.jp>)を御覧ください。

■ 申告書様式のダウンロードについて

「償却資産申告書」「種類別明細書」は上富田町ホームページからもダウンロードできます。

上富田町 償却資産申告書

検索

上富田町

目次

1 償却資産について.....	1
・ 償却資産の種類と具体例	1
・ 業種別の主な償却資産	1
・ 不動産賃貸業の償却資産の例	2
・ 申告対象となる太陽光発電設備.....	2
・ 申告の対象となる資産、申告の対象とならない資産	3
・ 少額の減価償却資産の取扱いについて.....	4
2 家屋と償却資産の区分について.....	4
・ 家屋の附帯設備(建築設備)と償却資産の区別.....	4
・ 家屋と償却資産の区分表	5
・ 家屋の所有者以外の者(店舗のテナント)が取り付けした内装等の取扱い	5
3 償却資産の課税対象となる車両について	6
4 償却資産の申告について.....	7
・ 申告が必要な方	7
・ 提出していただく書類	7
・ 申告書の提出先.....	7
5 償却資産の評価と課税について	8
6 非課税・課税標準の特例等について	9
7 国税(法人税・所得税)との主な取扱いの違いについて	9
8 よくある質問	10
9 申告書等の記入例	11

1. 償却資産について

償却資産(事業用資産)は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象の一つです。

会社や個人で工場や商店等を経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などを指します。(※太陽光発電設備についての詳細は次ページを御覧ください。)

償却資産は土地や家屋と違い登記制度がないため事業用資産を所有している方は申告が必要です。

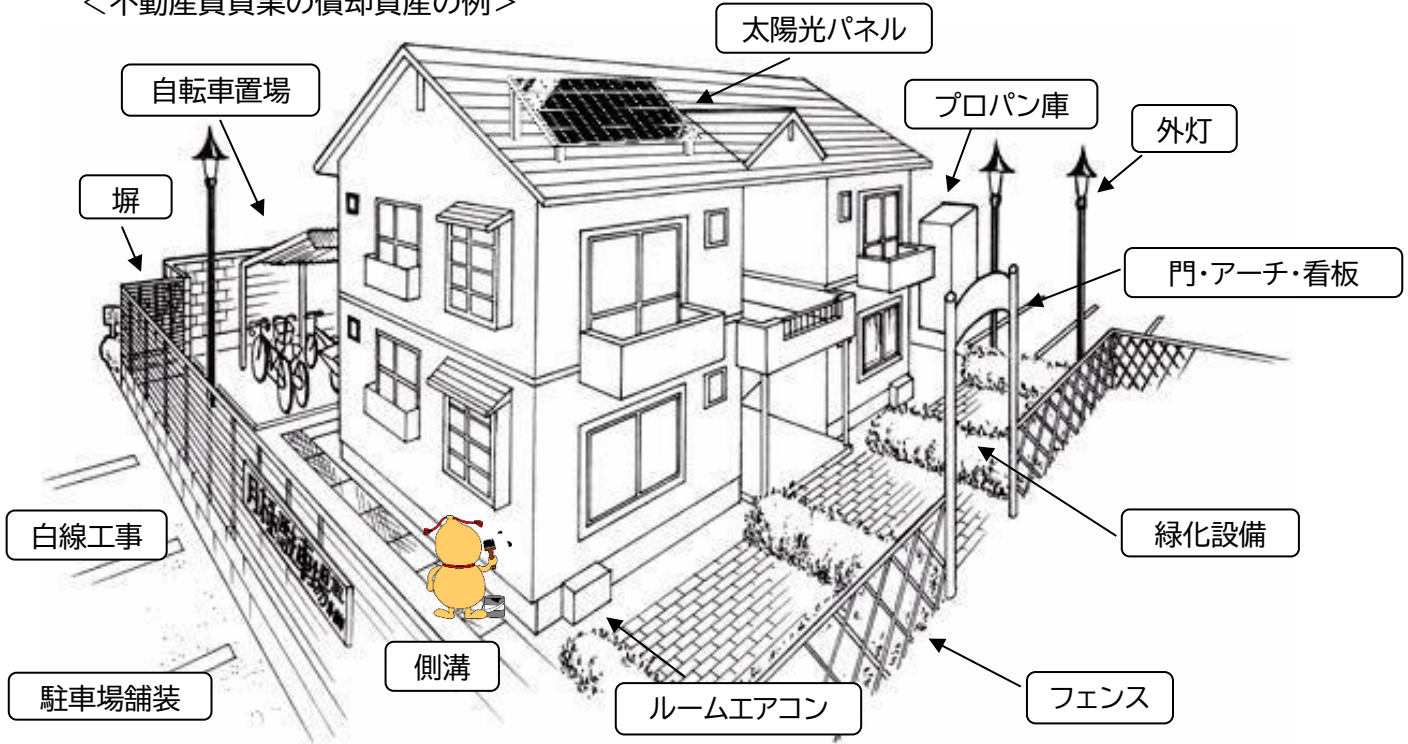
(1) 償却資産の種類と具体例

種類	種類の名称		償却資産の例
第1種	構築物	構築物	構内舗装(駐車場の舗装も含む)、庭園、門・塀・緑化設備等の外構工事、配電線、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備 など
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備 など
第2種	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備、クレーン等建設機械 など
第3種	船舶		ボート、釣船、漁船、貨物船、遊覧船 など
第4種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー など
第5種	車両及び運搬具		大型特殊自動車など(自動車税・軽自動車税の対象になるものは除く)
第6種	工具、器具及び備品		パソコン、応接セット、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、厨房用品、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機 など

(2) 業種別の主な償却資産

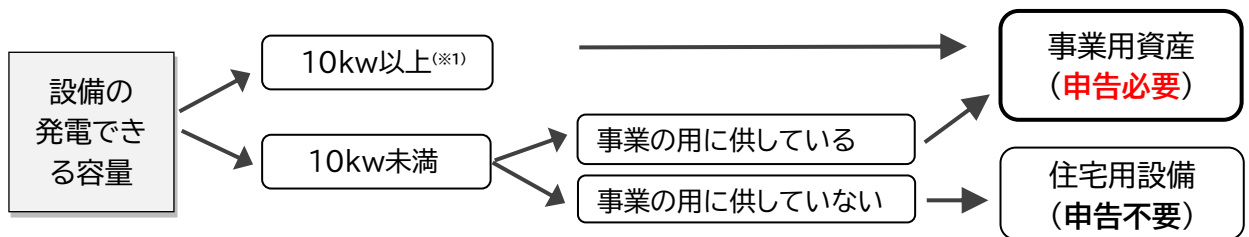
業種	償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、受変電設備、看板、舗装路面、LAN設備、太陽光発電設備 等
飲食業	テーブル、椅子、カウンター、音響機器、冷蔵庫、厨房設備 等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、サインポール、洗面設備 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備 等
医療・薬局業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、光学検査機器、顕微鏡等)、薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、給食用厨房器具 等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵ストッカー、ネオンサイン 等
農業	ビニールハウス、大型特殊自動車(コンバイン、トラクター等) 等
自動車整備業 ガソリン販売業	旋盤、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、洗浄機、コンプレッサー、溶接機充電器、ドリル、検査工具、取付工具、ガソリン計量機、照明設備、地下タンク等
建設業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、測量機器、発電機 等
金属製品等加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス機、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具 等
不動産賃貸業	駐車場舗装、外灯、門、緑化設備、自転車置場、屋外給排水設備 等

<不動産賃貸業の償却資産の例>



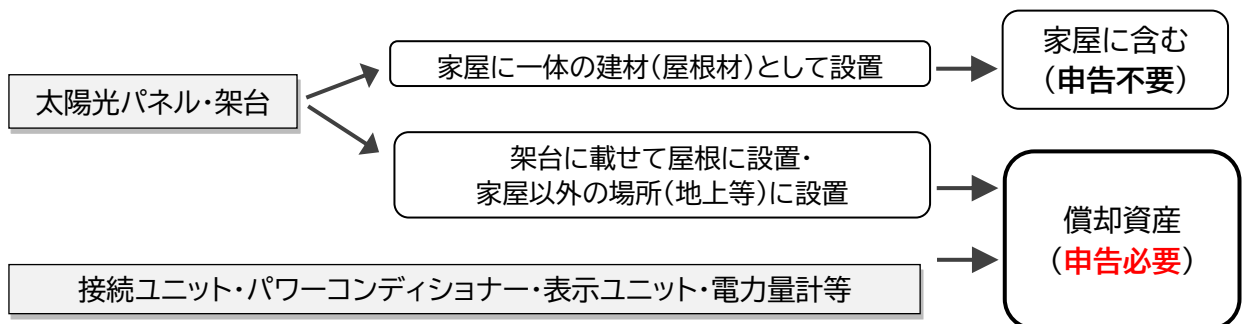
<申告対象となる太陽光発電設備>

<事業用資産と住宅用設備の区分>



(※1) 個人の方であっても、家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。

<償却資産と家屋の区分>



■ 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、現に事業に用いている資産及び事業の用に供することができる資産です。なお、下記に該当する資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過し、帳簿上で残存価額のみが計上されている資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産(その一部が完成し、事業の用に供されている資産)
- ③ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 簿外資産(会社等の帳簿に記載されていない資産)
- ⑤ 遊休資産(稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑥ 未稼働資産(既に完成しているが未だ稼働していない資産)
- ⑦ 改良費(資本的支出)
- ⑧ 赤字決算、配当政策等のため減価償却を行っていない資産
- ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を適用している資産
(例)中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
- ⑩ 従業員の福利厚生施設(社宅・寮等)の構築物、器具備品

■ 申告の対象とならない資産

- ① 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時損金または必要経費に算入されるもの*
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うことを選択したもの*
- ③ 平成20年4月1日以降に締結したファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの*
- ④ 無形減価償却資産 (例)アプリケーションソフトウェア、営業権、特許権
- ⑤ 繰延資産 (例)創立費・開業費
- ⑥ 自動車税または軽自動車税の対象となる自動車等 (例)小型フォークリフト・コンバイン

※ ①～③について詳しくは、次ページの「少額の減価償却資産の取扱いについて」を御参照ください。



■ 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、償却資産の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入した資産や、少額であっても個別に減価償却することを選択した資産^(※4)については償却資産の申告対象となりますので御注意ください。

○=申告必要 ×=申告不要

税務会計上の処理	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時に損金算入 ^(※1)	×			
3年間で一括償却 ^(※2)	×	×		
中小企業損金算入特例 ^(※3)	○	○	○	
資産ごとの耐用年数で通常償却 ^(※4) (個別減価償却)	○	○	○	○

(※1) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

(※2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(※3) 中小企業特例を適用できるのは平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です。

ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。(租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)

(※4) 個人の場合、10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

2. 家屋と償却資産の区分について

■ 家屋の附帯設備(建築設備)と償却資産の区別

家屋(建物)には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建物附属設備がありますが、固定資産税においては、個々の資産の取り付けられている状況によって、それらを家屋と償却資産に区別して評価します。

家屋として取り扱うもの(申告不要)

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となり家屋の効用を高めるもの
(例)埋め込み式エアコン、屋内の照明設備(照明器具、配線、配管)

償却資産として取り扱うもの(申告必要)

- ① 構造的に家屋と一体でないもの(簡単に取り外して移動できるもの)
- ② 家屋自体の効用を高めるものではなく、独立した機械・装置としての性格が強いもの
- ③ 特定の生産又は業務用の設備(ホテルや病院における厨房設備、洗濯設備など)
- ④ 屋外構築物(自転車置場、門、塀など)

次ページの区分表も
御参照ください



<家屋と償却資産の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有関係				
			自己所有		借家		
			家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)	家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○		○	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○	
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備(*)			○		○
		上記以外の設備		○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等		○			○
	LAN設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等		○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			○		○
		配管・配線等		○			○
	避雷設備	設備一式		○		○	
	火災報知設備	設備一式		○		○	
盗難非常通報装置	設備一式		○		○		
自動車管制装置	屋外設備一式			○		○	
	屋内設備一式		○			○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備(*)		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○		○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備(*)			○		○
		屋内の配管等		○			○
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備(*)		○		○	
		上記以外の設備		○		○	
	換気設備	特定の生産または業務用設備(*)			○		○
		上記以外の設備		○		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
		上記以外の設備		○			○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			○	○	
外構工事	外構工事	工事一式(門・堀・緑化設備等)		○		○	

(*)特定の生産又は業務用設備の例

- ・工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備・ガスバーナー用のガス配管
- ・工業用水道配管・精密機械工場内の空調設備や集塵設備

■ 家屋の所有者以外の者(店舗のテナント)が取り付けした内装等の取扱い

家屋の所有者以外の者(テナント等)が事業の用に供するために、借りた店舗等に施工した内装・造作、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等については、借主の償却資産として取り扱います。(地方税法第343条第10項)

3. 償却資産の課税対象となる車両について

特殊自動車は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となります。

<道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分表>

自動車の構造及び原動機			自動車の大きさ			自動車の種別	対象
			長さ	幅	高さ		
ア	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローダ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレード、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15 km / 時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	軽自動車税(種別割)
		自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15 km / 時を超えるもの				大型特殊自動車	固定資産税(償却資産)
		上記以外のもの					
イ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	長さ、幅、高さでの区分はありません。			小型特殊自動車	軽自動車税(種別割)
		最高速度35km/時以上のもの				大型特殊自動車	固定資産税(償却資産)
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	固定資産税(償却資産)

※上表アに該当する自動車の場合は、最高速度 15km/時以下、長さ 4.70m以下、幅 1.70m以下、高さ 2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

※上表イに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が 35 km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

※上記の表で小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税の申告とナンバープレートの交付を受けてください。

大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により資産の種類が区分されます。



- ① 分類番号 0、00～09、000～099 … 建設機械(機械及び装置)に該当
- ② 分類番号 9、90～99、900～999 … 建設機械以外(車両及び運搬具)に該当

4. 償却資産の申告について

■ 申告が必要な方

令和6年1月1日(賦課期日)現在、上富田町内に償却資産を所有している方

■ 申告書等の提出期限

令和6年1月31日(水)

■ 提出していただく書類

申告の方法には、一般方式(増減申告)と、独自の電算システムにより作成した申告書類にて申告していただく電算処理方式による申告があります。

下表の申告区分により、○印のついている書類を提出してください。

申告区分	提出書類	償却資産 申告書 (第26号様式)	種類別明細書		申告書の備考欄・留意点
			増加資産・全資産用 (第26号様式別表2)	減少資産用 (第26号様式別表2)	
初めて申告される方	申告する資産がある方	○	○		種類別明細書に上富田町内に所在する全資産を記入してください。
	申告する資産がない方	○	×		申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。
前年度以前に申告された方	資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。
	増加した資産がある方	○	○	×	増加資産用種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入してください。
	減少した資産がある方	○	×	○	減少資産用種類別明細書に前年中に減少した資産を全て記入してください。
	増加・減少資産が両方ある方	○	○	○	前年中に増加した資産は増加資産用種類別明細書に、前年中に減少した資産は減少用種類別明細書にそれぞれ記入してください。
	廃業・転出された方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に事由及び年月日を記入してください。(例)廃業(令和4年3月31日)
電算処理方式により申告される方		○	○	○	全資産申告する場合には、増加・減少した資産のみの申告ではなく、賦課期日時点で所有する全ての資産について、評価額等を算出し、申告してください。

※前年中とは、令和5年1月2日から令和6年1月1日までの期間です。

※前年より前の資産の増加・減少について申告もれがありましたら、それらも申告してください。

※上富田町公式ホームページから、申告書等の用紙をダウンロードすることができます。

■ 申告書等の提出先

〒649-2192
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763
上富田町役場 税務課 課税班 宛



郵送の際の
宛名ラベルとしても
御使用いただけます

5. 償却資産の評価と課税について

■ 評価額の算出方法

償却資産の評価は、資産1個(または一式)ごとに、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、評価額を算出します。

前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価残存率}}{\text{耐用年数に応ずる減価率}} \right) = \boxed{\text{評価額}}$$

前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} \times \left(1 - \text{減価残存率} \right) = \boxed{\text{評価額}}$$

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得 減価率 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 減価率 1 - 減価率			前年中取得 減価率 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 減価率 1 - 減価率			前年中取得 減価率 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 減価率 1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
				20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

■ 課税標準額の算出方法

町内に所在する各資産の評価額を合計した額(決定価格)が課税標準額となります。
課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

■ 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切捨)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切捨)}}$$

なお、課税標準額が150万円(免税点)未満である場合は、固定資産税が課税されません。
ただし、免税点未満と判断される場合も申告は必要です。

6. 非課税・課税標準の特例等について

■ 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。非課税となる要件は以下のとおりです。

- ・ 所有者による非課税(人的非課税)
国や地方公共団体が所有している固定資産は、利用状況に関わらず非課税となります。
- ・ 利用状況による非課税(用途非課税)
宗教法人や社会福祉法人等が所有、または所有者が無償でこれらの団体に使用させている固定資産で、かつ地方税法に規定する用途に供されている場合は非課税となります。
ただし、所有者が固定資産を有料で貸し付けている場合は非課税となりません。

該当する償却資産を新たに取得された方または使用用途等に異動が生じた方は、事前に御連絡ください。

■ 課税標準の特例が適用される償却資産

固定資産税では、社会政策等の見地から課税上の特例として課税標準の特例措置(地方税法第349条の3、同法附則第15条等)により、固定資産税の軽減が図られています。(例)家庭的保育事業、生産性向上設備等

適用要件については、政省令により定めがありますので、新たに特例の申請をされる方は事前に御連絡ください。

7. 国税(法人税・所得税)との主な取扱いの違いについて

国税と地方税では申告の際、次のとおり取扱いが異なりますので、御注意ください。

項目	償却資産 (固定資産税)	法人税・所得税 (国税)
減価償却計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法のみ	定率法・定額法等の選択制度(建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳 ^(※1)	認められない	認められる
特別償却・割増償却 ^(※2)	認められない	認められる
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認められない	認められる

(※1) 圧縮記帳とは、国庫補助金等で取得した資産の価額から譲渡益等の相当額を控除した額を取得価額とすることです。固定資産税では圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

(※2) 特別償却とは、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。固定資産税では特別償却は認められていませんので、申告の対象になります。

割増償却とは、普通償却のほかに、事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。

8. よくある質問

Q1 申告書が送られてきたが、償却資産に該当する資産がない場合はどうすればよいですか。

A1 該当する償却資産を所有していない場合でも、資産の所有状況を把握するために、申告書の提出をお願いします。申告書右下の「18 備考」欄に「該当資産なし」などと記入し、提出してください。

Q2 資産の増減がなく、昨年と変更がありません。申告は必要ですか。

A2 資産の増減がない場合も申告書の提出をお願いします。申告書右下の「18 備考」欄に「増減なし」などと記入し、提出してください。

Q3 償却資産申告書への押印は不要ですか。

A3 令和3年度税政改正により、令和3年4月1日から押印が不要となりました。

Q4 事業の用に供することができる資産とはどういう意味ですか。

A4 事業を行ううえで、使用(利用)することができる資産という意味です。
そのため、現に事業用として使用(利用)していなくても、事業用として保有され、また事業用として使用することができるものであれば、申告が必要です。(一時的に活動を停止している資産や未稼働の資産など)

Q5 所得税の減価償却費の計算で、事業専用割合を事業用50%、家庭用50%として計算している資産があります。固定資産税の減価償却ではどのように申告したらよいですか。

A5 割合にかかわらず、取得のために支出した金額すべてを取得価額としてください。
本来、家庭用の資産は申告対象とはなりません。固定資産税における償却資産の価格は、取得価額を基礎として評価されるため、一つの資産を課税される部分と課税されない部分に区分して取り扱うことはできません。したがって、使用割合に関係なく、その資産全体が申告の対象となります。

Q6 税務署への確定申告で減価償却費について申告済みです。市町村への申告も必要なのですか。

A6 税務署への申告は、所得税や法人税などの国税を計算するためのもので、償却資産の申告は地方税である固定資産税を計算するために必要ですので、申告をお願いします。
また、国税と地方税では取扱いが異なる場合があります。

虚偽の申告をした場合、また正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定により、罰金または過料を科されることがあります。(地方税法第385条・第386条)

また、申告いただいた内容につきまして、地方税法に基づき実地調査(固定資産台帳や国税の減価償却費の計算書等の帳簿書類と申告内容の照合確認等)をさせていただく場合がありますので、その際には御協力をお願いいたします。(地方税法第353条、第408条)

9. 申告書等の記入例

償却資産申告書、種類別明細書等は、記入例を参考に記入してください。

令和 ○ 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

1 住所
所有者の住所、電話番号を記入してください。

2 氏名
氏名、ふりがなを記入してください。(押印は不要です) 屋号(店名)があれば記入してください。

3 法人番号又は個人番号
個人の方は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

4 事業種目
主たる事業種目を具体的に記入してください。法人は資本金の額を記入してください。

5 事業開始年月
個人・・・事業を開始した年月を記入してください。法人・・・法人の設立年月を記入してください。

6 この申告に回答する者の係及び氏名
直接回答できる方の氏名、電話番号を記入してください。

7 税理士等の氏名
経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。

8~14
該当する方を○で囲んでください。
※ 非課税及び課税標準の特例の適用を新たに受ける場合、別途書類の提出が必要となりますのでご連絡ください。

15 町内における事業所等資産の所在地
上富田町内の事業所等資産の所在地を記入してください。町内に2ヶ所以上の事業所等資産の所在地があれば、それぞれを記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

16 借用資産
借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分
該当する方を○で囲んでください。

18 備考
次のような事項を記入してください。
・前年度の申告以降、資産の増減がない場合は「増減なし」など。
・資産の所在地、所有者の住所、氏名等の変更、廃業等があった場合、異動年月日及び事由等、参考となる事項
・「耐用年数の短縮承認通知書の写し」「増加償却届出書の写し」等添付した書類の名称
・その他この申告に必要な事項や償却資産の評価の参考となる事項

申告年度を記入してください

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
上富田町長 様

受付印

住所: 〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763 (電話 0739-34-2371)

氏名: 株式会社 ○○建設 代表取締役 上富田 太郎 (屋号)

個人番号又は法人番号: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

事業種目: 建設業 (10百万円)

事業開始年月: 昭和50年8月

この申告に回答する者の係及び氏名: 経理課 口熊野 花子 (電話 0739-34-2371)

税理士等の氏名: 朝来 一郎 (電話 0739-47-0550)

※所有者コード

8 短縮耐用年数の承認: 有・無

9 増加償却の届出: 有・無

10 非課税該当資産: 有・無

11 課税標準の特例: 有・無

12 特別償却又は圧縮記録: 有・無

13 税務会計上の償却方法: 定率法・定額法

14 青色申告: 有・無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地:
① 上富田町朝来763
② 上富田町朝来758-1
③

16 借用資産 (有・無): ○○リース㈱

17 事業所用家屋の所有区分: 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

資産の種類	取得価額				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	前年中に取得したもの (ヘ)	
1 構築物	2,800,000			2,800,000	
2 機械及び装置	1,050,000	500,000	3,500,000	1,350,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	500,000		4,520,000	952,000	
7 合計	1,380,000	500,000	3,952,000	1,725,200	

資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

電算処理による申告を行う方のみ記入してください。それ以外の方は記入不要です。

令和 ○ 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名
株式会社 ○○建設

明細書の枚数と何枚目かを記入してください。
1 枚のうち
1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額		課税標準額	増加理由	摘要
					年号	年	月				十億	百万			
01	2		ブルドーザー	1	5	4	8	1 000 000	8	0.0				1	
02	2		油圧ショベル 中古	1	5	3	7	2 500 000	3	0.0				1	申告漏れ
03	6		事務机	1	5	4	12	452 000	8	0.0				1	
04															
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計				3				3 952 000							

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

資産の種類
1 構築物(構築物・建物附属設備)
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具器具及び備品

資産の名称等
資産の名称を記入してください。

数量
資産の数量を記入してください。

取得年月
和暦で記入してください。
年号…3: 昭和 4: 平成 5: 令和

電算処理による申告を行う方のみ
記入してください。
それ以外の方は記入不要です。

増加事由
該当する番号を○で囲んでください。
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受入れ
4 その他

摘要
特例適用資産、申告漏れ資産 等
価格の決定にあたって必要な事項がある場合は
記載してください。

耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
に定められた耐用年数を記入してください。
※中古資産等を取得し、税務会計上見積耐用
年数を適用している場合は、その見積耐用年数
※短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用
年数

取得価額
資産を取得するために要した費用
(引取運賃・運送保険料・購入手数料・据付費等
の付帯費用含む。)を記入してください。
また、以下の点にご留意ください。
① 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められて
いませんので、圧縮額を含めた取得価額を記
入してください。
② 事業専有割合による取得価額のおん分は、
固定資産税の評価上、認められていませんので
当初の取得価額(付帯費用含む。)を記入してく
ださい。
③ 原則として法人税又は所得税の取扱いに準
じます。税込経理方式の場合は税込価額を、税
抜経理方式の場合は税抜価額を申告してくだ
さい。

令和 ○ 年度

種類別明細書(減少資産用)

* 所有者コード *		所有者名		1 枚のうち									
		株式会社 ○○建設		1 枚目									
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
									1 売却 3 異動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部		
01	2		コンプレッサー	1	4 2 5 8	300 000	6	6	①・2・3・4	①・2			
02	2		発電機	1	4 2 3 3	200 000	6	6	1・②・3・4	1・②	取得価額40万円(数量2)のうち 20万円(数量1)分を廃棄		
03									1・2・3・4	1・2			
04									1・2・3・4	1・2			
05									1・2・3・4	1・2			
06									1・2・3・4	1・2			
07									1・2・3・4	1・2			
08									1・2・3・4	1・2			
09									1・2・3・4	1・2			
10									1・2・3・4	1・2			
11									1・2・3・4	1・2			
12									1・2・3・4	1・2			
13									1・2・3・4	1・2			
14									1・2・3・4	1・2			
15									1・2・3・4	1・2			
16									1・2・3・4	1・2			
17									1・2・3・4	1・2			
18									1・2・3・4	1・2			
19									1・2・3・4	1・2			
20									1・2・3・4	1・2			
小計				2		500 000							

資産の種類
減少した資産の種類(数字)を記入してください。

資産の名称等
減少した資産の名称を記入してください。

数量・取得価額
減少した資産の数量、取得価額を記入してください。資産の一部が減少した場合は、減少した分の数量、取得価額を記入してください。

取得年月
和暦で記入してください。
年号…3: 昭和 4: 平成 5: 令和

耐用年数
減少した資産の耐用年数を記入してください。

申告年度
減少した資産について、最初に上富田町へ所有資産として申告した年度を、分かる範囲で記入してください。

明細書の枚数と何枚目かを記入してください。

摘要
減少区分が一部に該当する場合は、資産の減少部分に分かるように、記入してください。
また、その他、資産が減少したことについて必要な事項がある場合に記入してください。

減少の事由及び区分
該当する番号を○で囲んでください。

第二十六号様式別表二 (提出用)